

令和7年12月30日

農業者 各位

新十津川町産業振興課長 鎌田章宏

地域農業構造転換支援事業について

標記の件について申請を希望される方は、事前に令和8年1月16日（金）までに役場産業振興課にご連絡をお願いします。

記

概要	地域の中核となって農地を引受ける担い手の経営改善に必要な 農業用機械・施設の導入を支援します。
事業内容	<p>【必須】 次のいずれか1つを選択</p> <ul style="list-style-type: none">・経営面積の3割又は4ha以上の拡大・付加価値額の1割以上拡大・労働生産性の3%以上の向上 <p>【補助率】 3割（上限額 法人：3,000万円 法人以外：1,500万円）</p> <ul style="list-style-type: none">・機械等の場合、新品で耐用年数5年以上20年未満（中古の場合は2年以上）・農機具共済の加入等、自然災害による被災に備えた措置がされるものであること <p>【リース導入】</p> <ul style="list-style-type: none">・リースによる農産物の生産、加工、流通、その他農業経営の開始若しくは経営の改善に必要な農業機械の導入・リースは農業機械のみ・リース期間は3年以上（施設は対象外）
必須条件	<ul style="list-style-type: none">・別添チェックシートのポイント要件（20ポイント以上）を満たしている方 <p>※ポイントの要件を満たしているかご確認願います。</p> <ul style="list-style-type: none">・令和9年3月31日（水）までに事業完了すること（導入機械の納品及び支払いがされていること）。

担当 産業振興課農林畜産グループ 三浦

〒073-1103

新十津川町字中央 301-1

TEL : 0125-76-2134 FAX : 0125-76-2785

E-mail : sangyoshinkouka@town.shintotsukawa.lg.jp